

監査公表第5号

平成29年2月24日

周南市監査委員 山下敏彦

周南市監査委員 田中和末

財政援助団体等監査結果の報告に係る本市関係の措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市ふるさと振興財団）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から本市関係について当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象（本市主管課関係）

地域振興部地域づくり推進課、教育部生涯学習課

2 監査の範囲（本市主管課関係）

ふるさと振興財団に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び当該財団に対する平成27年度補助金、指定管理料等の予算執行

3 監査の実施期間

平成28年10月3日から平成29年1月13日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域振興部地域づくり推進課

(1) 支出事務

ア 地場産品振興対策推進事業について、市としてこれまで通り必要な支援を適正に続けていくために、補助金交付要綱の見直し等を行います。

教育部生涯学習課

(1) 指定管理事務

ア 提出期限が守られていなかった公の施設の指定管理に関する事業報告書について、今後は期限内に提出されるよう指定管理者への指導を徹底します。